

第6章 耐震改修促進における主な取り組み

第1節 市有建築物に対する耐震改修促進の取り組み

市有建築物については、耐震診断及び耐震改修を進めるための耐震化プログラムを検討します。検討にあたっては、公共建築物等の性格を踏まえ、実施の優先度や事業費等を勘案したものとします。

第2節 民間建築物耐震化を促進するための支援制度・体制の検討

耐震診断及び耐震改修の促進を図るために次の施策について検討を行うものとします。また国の補助事業や租税特別措置について分かりやすく整理し、市における各補助事業に対しての事業量の把握も行うものとします。

- a) 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針
- b) 安心して耐震改修が行うことができるようにするための環境整備
- c) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
- d) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
- e) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
- f) 重点的に耐震化すべき地区の設定

第3節 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1) リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修は、住宅設備のリフォームやバリアフリーなど他の目的の改修の機会に併せて実施することでコストや手間を軽減できます。

家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で、適確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。

このようなことからリフォームに併せた耐震改修の促進を耐震相談やパンフレットの配布等を通じて推進していくとともに、建築関係団体とも連携して住宅・建築物の所有者等に対して普及・啓発を検討します

2) 地震ハザードマップの作成

市民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限に食い止めることを目的に、予想される被害の区域や程度等を地図上に示す「地震ハザードマップ」を作成します。

3) 広報誌等の活用

「広報あらお」や市ホームページ、マスメディア等を通じて住宅・建築物の耐震化に関する各種情報提供を実施していますが、今後さらに耐震化の必要性に関する普及・啓発や、耐震診断・改修に関する県相談窓口、各種支援策の周知に努めます。

4) パンフレット類の配置

耐震化が必要な住宅・建築物の所有者の意識啓発を図るため、住宅・建築物の耐震化にかかるパンフレット等を県及び関係団体等より入手し、市庁舎、集会所等の市民が集う場所等に配置するほか、学校教育の中で取り込まれる防災教育等の中で活用していきます。

5) 自主防災組織や自治会組織などとの連携による普及啓発

地震防災対策として、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的を持って住民が自発的に結成する組織である自主防災組織の活動が非常に有効であるといわれています。自治会や町内会等が自主防災組織として、市と連携した活動を実施することが望ましく、市は、建築関係団体と連携して、自主防災組織や自治会等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、パンフレットの配布、専門家や建築技術者の派遣など必要な支援を検討します。